

保険の基本を理解する

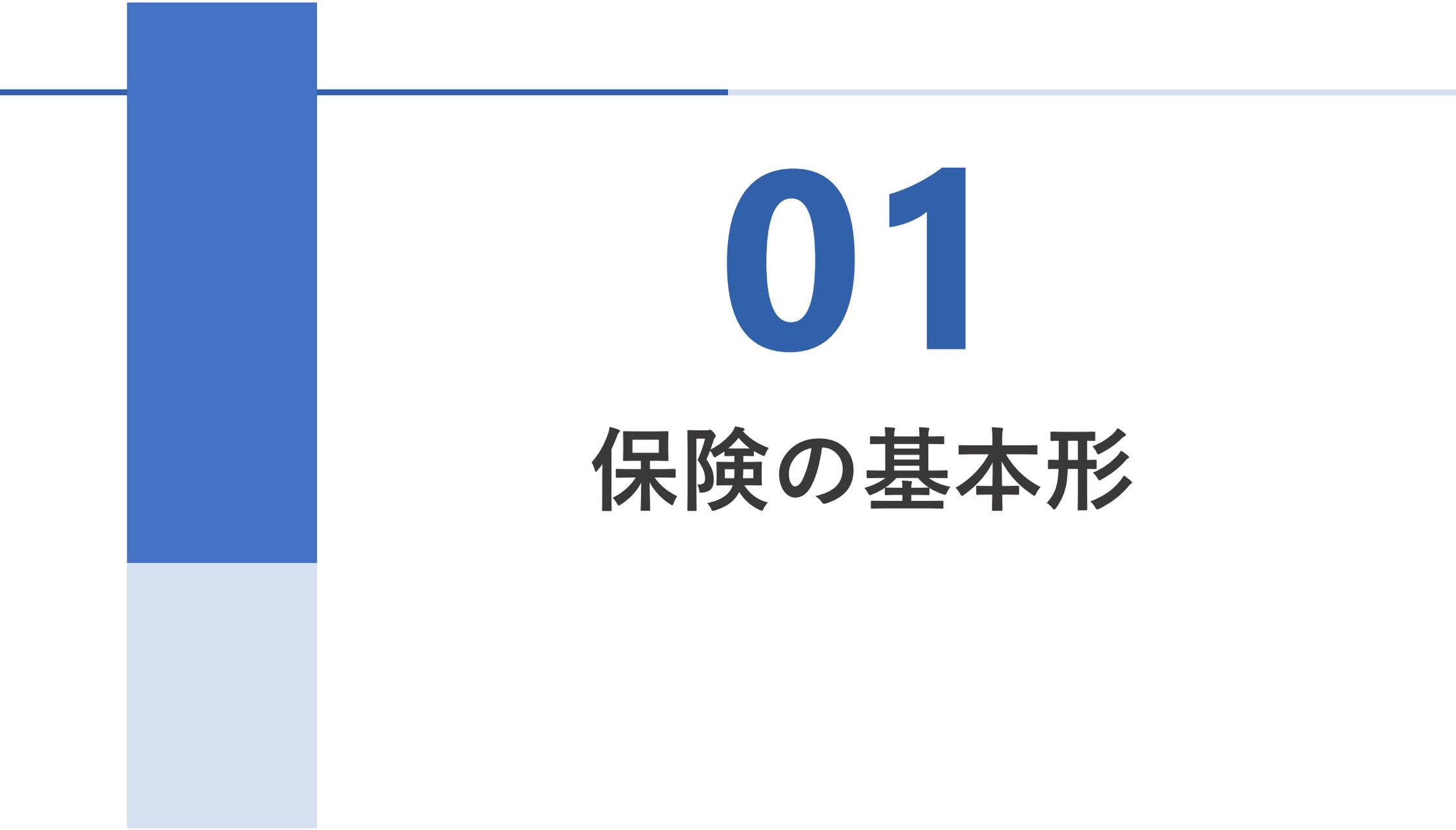
AFP 鈴木 英之

本日のゴール

- 保険の「仕組み」と「種類」を整理し、自分に合った保険選びの基礎を身につけましょう。

目次

- 01 保険の基本形とは
- 02 生命保険の3つのタイプ
- 03 保険の見直し
- 04 公的保険を考える
- 05 会社が利用する保険
- 06 まとめ



01

保険の基本形

保険の基本形（仕組み）とは？

保険は大きく3つの仕組みに分類できます。
それぞれの特徴を理解することで、最適な保険選びができるようになります。



定額給付型

あらかじめ決まった金額が
支払われる仕組み



実損補償型

実際に発生した損害額を
補償する仕組み



貯蓄型

保険と積立を組み合わせた
ハイブリット型

定額給付型の特徴

✓ メリット

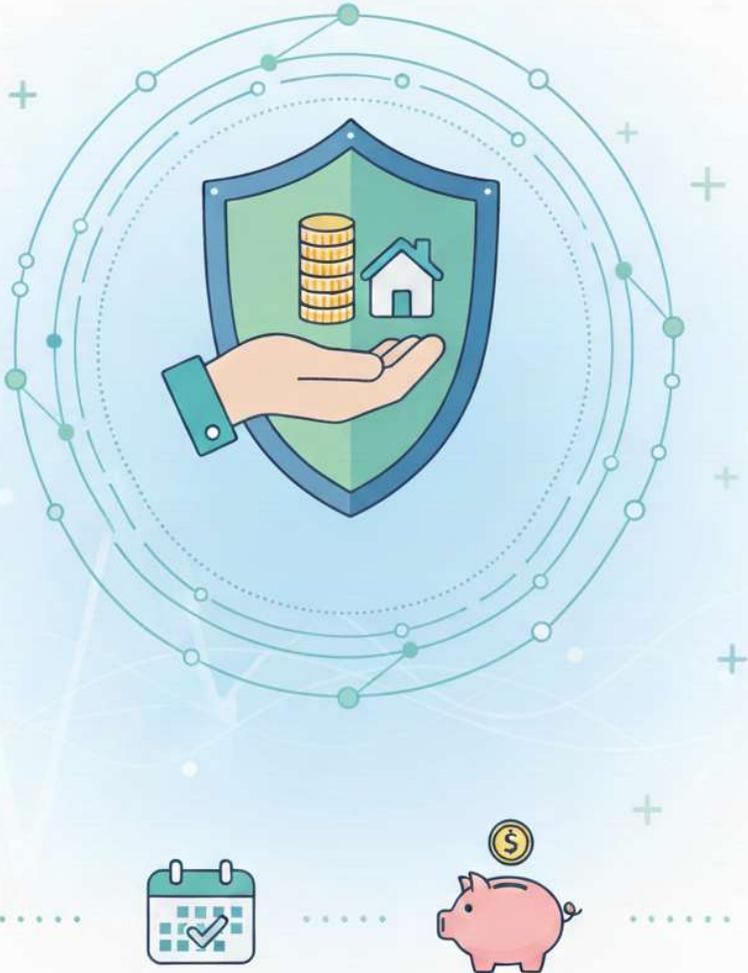
- 給付額が明確で分かりやすい
- 使い道の自由度が高い

✗ デメリット

- 実際の損害とズレる可能性
- 必要保障額を自分で考える必要がある

主な例

- **生命保険**（死亡保険金）
- **民間の医療保険**（入院給付金など）



実損補償型の特徴

✓ メリット

- 損害額を確実にカバーできる
- 過剰な補償がないため合理的

✗ デメリット

- 証明書類が必要で手続きが面倒
- 実費以上は出ないため自由度が低い

主な例

- 火災保険
- 自動車保険
- 公的医療保険（健康保険）



貯蓄型の特徴

✓ メリット

- 将来お金が戻る（解約返戻金・満期金）
- 強制的に貯蓄できる
- 長期の資産形成に向いている

✗ デメリット

- 保険料が高い
- 途中解約で元本割れしやすい
- 投資として見ると利回りは低め
- インフレリスク

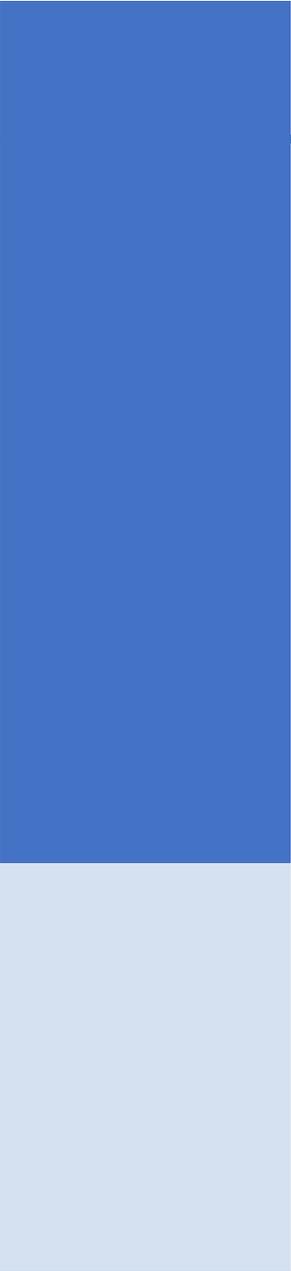
主な例

- 終身保険
- 養老保険
- 学資保険



生命保険・医療保険・損害保険の分類

保険の種類	定額給付型	実損補償型	貯蓄型
生命保険	○	×	○（商品による）
医療保険(民間)	○	×	×
医療保険(公的)	×	○(自己負担分を支払う仕組み)	×
損害保険	×	○	×



02

生命保険の3つのタイプ

生命保険の3つのタイプ

生命保険は3つタイプに分類されます



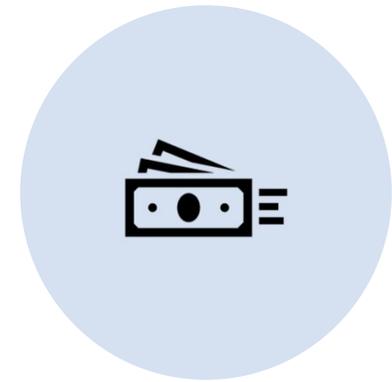
定期保険

一定期間だけの保障。
保険料が安く掛け捨てタイプ



終身保険

一生涯保障が続き
貯蓄性も兼ね備えている

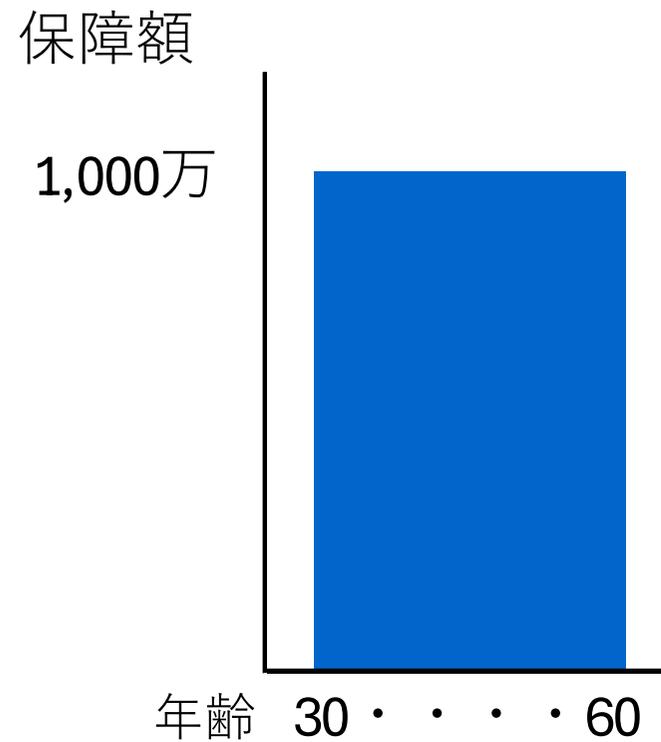


養老保険

満期金 = 死亡保険金
となる貯蓄重視型

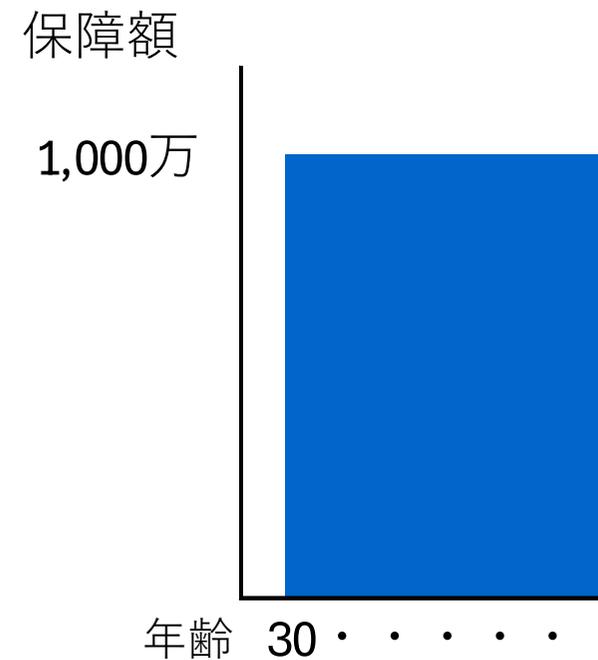
定期保険

- 一定期間だけ保障
- 掛け捨てで保険料が安い
- 主なタイプ
 - 死亡保険
 - 収入保障型
 - 逓減型



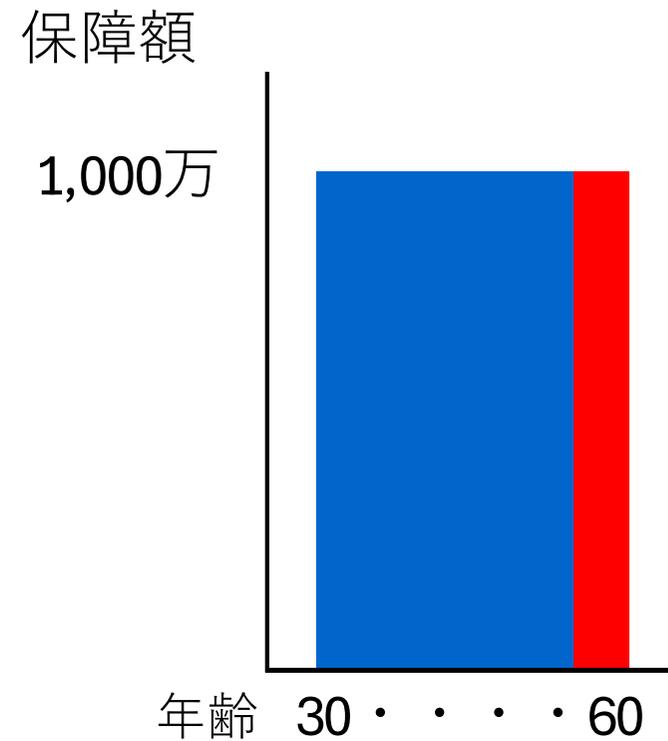
終身保険

- 一生涯の保障
- 貯蓄性あり（解約返戻金）
- 主なタイプ
 - 低解約返戻金型
 - 変額型
 - 外貨建て

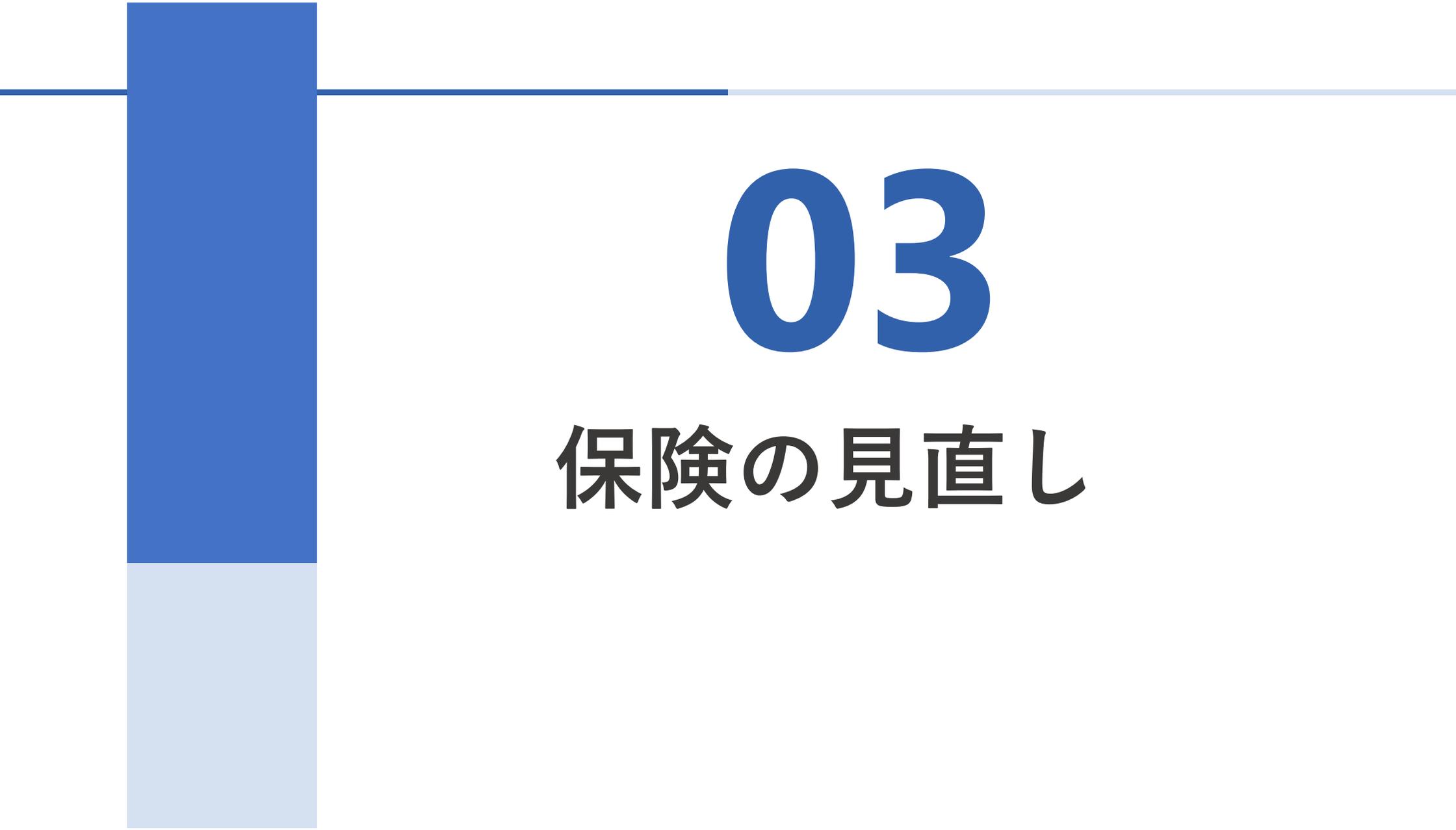


養老保険

- 満期金 = 死亡保険金
- 貯蓄性が最も高い
- 主なタイプ
 - 一般養老
 - 低解約返戻金型
 - 変額型



※満期時に満期保険金が返ってくる



03

保険の見直し

よくある「入りすぎ保険」のパターン

自分が入っている保険とその内容を把握していますか？

- 貯蓄型に偏りすぎ
- 医療保険の過剰加入
- 特約が多すぎて把握できていない
- 子どもの学資保険に過度な期待

本当に必要な保障は意外とシンプル

死亡保障

家族がいる人は必須

医療保障

公的保険 + 高額療養費制度で多くはカバー

損害保険

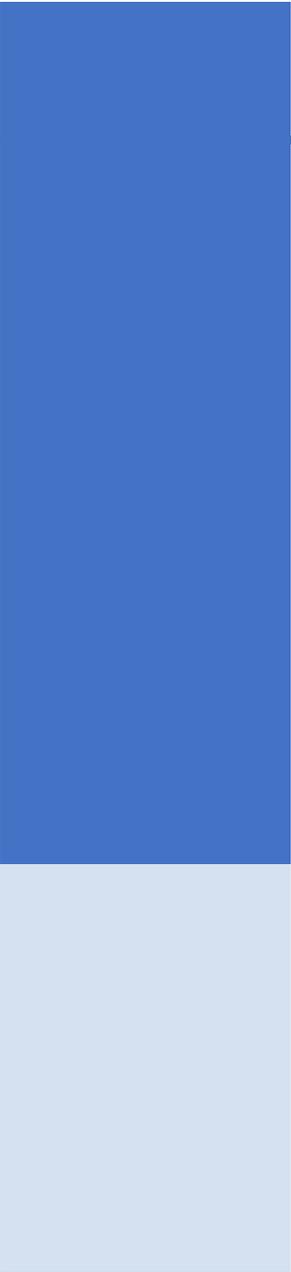
火災・自動車は生活防衛として重要

貯蓄は保険より投資・預金の方が柔軟

以下の内容に当てはまっていませんか？

- 保険料が家計を圧迫している
- 保障内容を説明できない
- 目的があいまいなまま加入
- 貯蓄型なのに途中解約リスクを理解していない

一度保険を見直しましょう！



04

公的保険を考える

公的な支援（扶養者が亡くなった）

● 遺族年金が支払われる

- 子どもいる場合は、遺族基礎年金+遺族厚生年金(会社員)が支給される
- 子どもいない場合は、遺族厚生年金のみ支給される

家族構成	遺族基礎年金の年間支給額
配偶者のみ	なし
配偶者と子1人	1,071,000円
配偶者と子2人	1,310,300円
配偶者と子3人	1,390,100円

+

平均標準報酬額	遺族厚生年金額（年額）
20万円	246,645円
25万円	308,306円
30万円	369,968円
35万円	431,629円
40万円	493,290円
45万円	554,951円
50万円	616,613円
55万円	678,274円
60万円	739,935円

※計算式=831,700円+子の加算額

1~2人の子の加算額	239,300円
3人目以降の加算額	79,800円

※子は、18歳到達年度の末日まで（または20歳未満で障害がある）の子

公的な支援（働けなくなった）

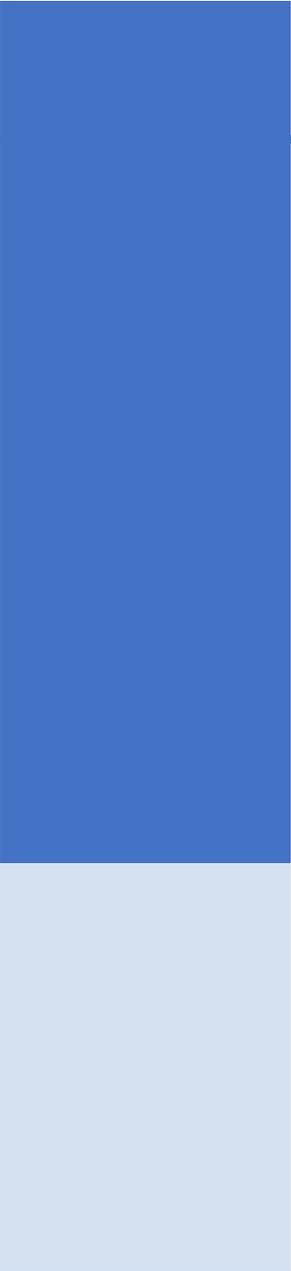
- 傷病手当金が支払われる（会社員の場合）

- 給与の約3分の2が最長 1年6か月 支給される

- 障害年金が支払われる

- 後遺症が残り、日常生活や労働に制限がある場合に申請可能。
- 身体障害だけでなく、高次脳機能障害（記憶障害・注意障害など）も対象。
- 等級に応じて毎月の年金が支給される

初診日時点で加入していた年金制度	1級	2級	3級
基礎年金	1,039,625円 (月額86,635円)	831,700円 (月額69,308円)	無し
	+子の加算	+子の加算	
厚生年金	1,039,625円 (月額86,635円)	831,700円 (月額69,308円)	報酬比例の年金額（最低保証623,800円）
	+子の加算	+子の加算	
	+報酬比例の年金額×1.25	+報酬比例の年金額	
	+配偶者の加給年金額	+配偶者の加給年金額	



05

会社(法人)が利用する 保険

会社（法人）が利用する主な保険①

役員・従業員の保障のための保険

会社が契約者となり、役員や従業員に万一があった時のために加入する保険

保険名	内容	保険料の損金算入	保険金の課税
定期保険	役員の死亡時の事業保障・損失補填	全額損金	益金
通増定期保険	時間とともに保障が増える。役員の死亡保障や借入金対策	一部損金	益金
長期平準定期保険	長期間一定の保障を確保	一部損金	益金
収入保障保険	役員の死亡時に毎月の給付で会社の損失を補う	全額損金	益金
医療保険・がん保険	福利厚生として従業員に付保	全額損金	益金

会社（法人）が利用する主な保険②

事業保障（借入金対策）としての保険

会社が借入金をしている場合、経営者に万一があると返済が困難になるため、そのリスクに備える

保険名	内容	保険料の損金算入	保険金の課税
定期保険	役員の死亡時の事業保障・損失補填	全額損金	益金
逡増定期保険	時間とともに保障が増える。役員の死亡保障や借入金対策	一部損金	益金
長期平準定期保険	長期間一定の保障を確保	一部損金	益金

会社（法人）が利用する主な保険③

退職金・福利厚生のための保険

従業員や役員の退職金準備として利用する

保険名	内容	保険料の損金算入	保険金の課税
養老保険	満期金を退職金に充てる	資産	益金
終身保険	解約返戻金を退職金に利用	資産	益金
中小企業退職金共済	国の制度を利用した退職金積立	全額損金	退職金として従業員に課税
企業型確定拠出年金	福利厚生として導入する企業も増加	全額損金	退職金として従業員に課税

会社（法人）が利用する主な保険④

福利厚生としての保険

従業員の働きやすさや安心のために加入する

保険名	内容	保険料の損金算入	保険金の課税
団体定期保険	従業員全体に死亡保障	全額損金	益金
団体医療保険	医療保障を会社全体で提供	全額損金	益金
労災上乗せ保険	労災保険だけでは不足する部分を補う	全額損金	益金

会社（法人）が利用する主な保険⑤

事業リスクに備える保険

会社の財産や事業活動を守る

保険名	内容	保険料の損金算入	保険金の課税
火災保険	事務所・工場・店舗の火災に備える	全額損金	益金
動産総合保険	設備・在庫などの損害に備える	全額損金	益金
賠償責任保険	賠償問題に備える	全額損金	益金
自動車保険	社用車の事故に備える	全額損金	益金
サイバー保険	サイバー攻撃による損害・対応費用・賠償責任を総合的に補償する	全額損金	益金
情報漏洩保険	情報漏洩に備える	全額損金	益金

法人が加入する保険の「損金算入」と「保険金課税」のまとめ

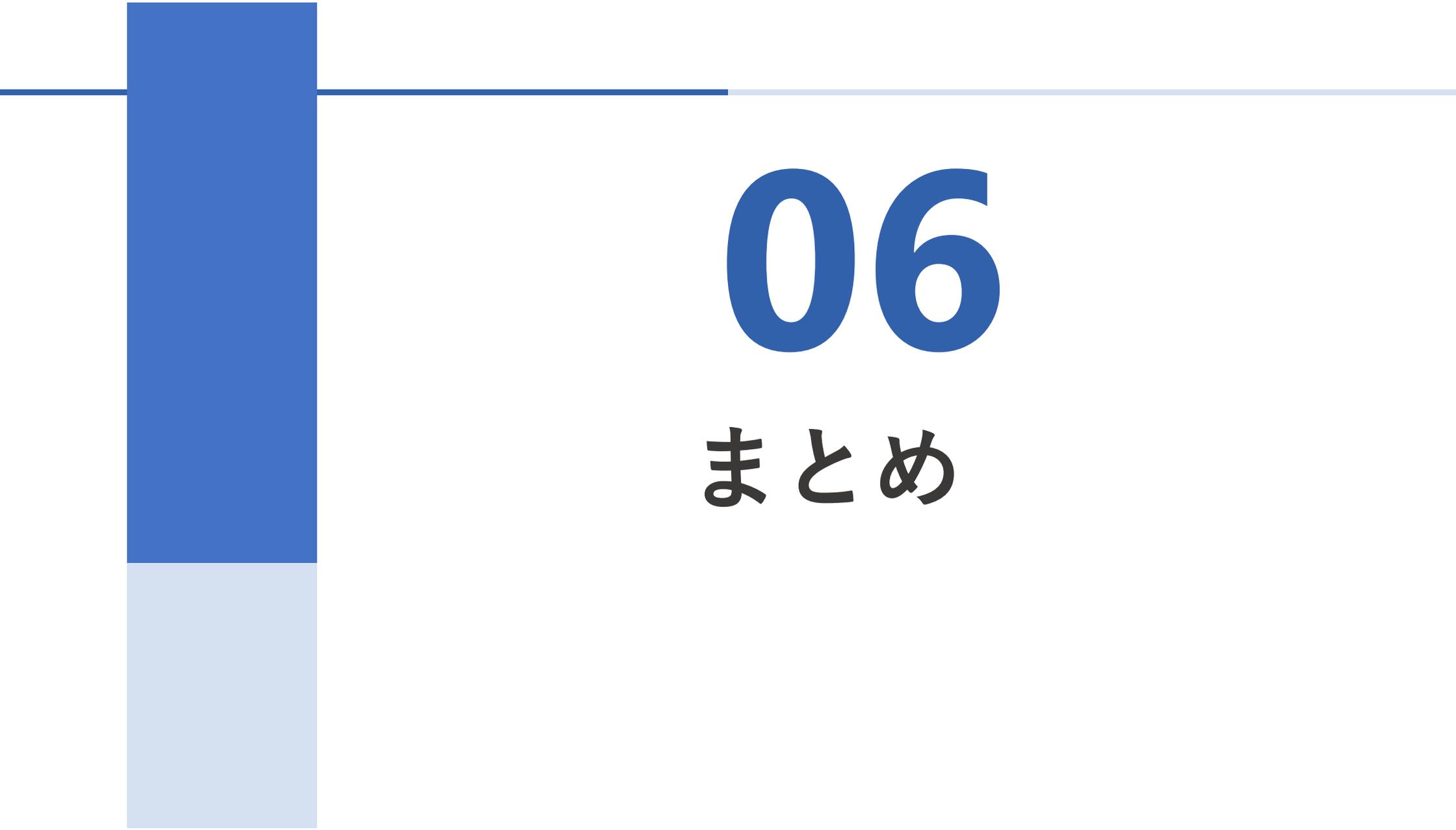
● 損金になるもの

- 保障性の高い保険⇒ほぼ全額損金
- 福利厚生制度⇒全額損金
- 貯蓄性のある保険⇒一部損金 または 資産計上

● 保険金に税金がかかるか

- 法人が受け取る保険金⇒原則益金（課税）
- 従業員が受け取る退職金・年金⇒従業員側で課税

※解約返戻金を受け取る際に、同程度の損金（退職金や大規模修繕など）がないと多額の税金が発生するため、
出口戦略を考える必要がある



06

まとめ

まとめ

- 保険は「仕組み」で理解する
- 公的保険を知り、民間保険の必要性を考える
- ライフステージで必要保障額は変わる
- 保険は「入る」より「見直す」方が大事